

令和 6 年度第 19 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 7 年 1 月 7 日

担当部・課：建設部建築指導課〔内線 5674〕

| | | | | | | |
|---|-----|---------|-----|----------|-----|--------|
| ① 件 名 | | | | | | |
| 開発許可申請手数料の見直しについて | | | | | | |
| ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由） | | | | | | |
| <p>【背景】</p> <p>令和 4 年に公布、令和 5 年 5 月に施行された「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」とする）」により、令和 7 年 5 月以降、石巻市全域が盛土規制法の規制区域に指定され、対象となる盛土・切土・堆積（以下「盛土等」とする）については宮城県の許可が必要となる予定である。</p> <p>盛土規制法では、都市計画法で開発を受けた盛土等は許可を受けたものとみなす規定があることから、現行の開発許可制度にない技術基準に要する費用を変更し、盛土規制法運用と同時に都市計画法の許可申請手数料を改定する必要があるが生じた。</p> <p>【目的】</p> <p>盛土規制法に基づき、石巻市手数料条例の見直しを行い、適切な手数料の徴収を行う。</p> | | | | | | |
| ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性 | | | | | | |
| <p>【根拠法令】</p> <p>都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）</p> <p>石巻市手数料条例（平成 17 年条例第 65 号）</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法（令和 4 年法律第 55 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> | | | | | | |
| ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。） | | | | | | |
| <p>令和 4 年 5 月 27 日 宅地造成及び特定盛土等規制法の公布</p> <p>令和 5 年 5 月 26 日 同法の施行</p> | | | | | | |
| ⑤ 主な内容 | | | | | | |
| <p>（1） 開発許可申請について自己の居住、自己の業務、自己用外の開発面積に応じた手数料の変更。</p> <p>※手数料については別紙を参照。</p> | | | | | | |
| ⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。） | | | | | | |
| <p>【影響・効果】</p> <p>申請区分に応じて、適切な手数料を徴収することができる。</p> | | | | | | |
| ⑦ 他の自治体の政策との比較検討 | | | | | | |
| <p>【宮城県内の施行状況】</p> <p>宮城県、仙台市、大崎市 令和 7 年第 1 回定例会にて提案予定（令和 7 年 5 月 23 日施行予定）</p> | | | | | | |
| ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日 | | | | | | |
| <p>令和 7 年 2 月 市議会第 1 回定例会に石巻市手数料条例の一部改正について提案</p> <p>（施行予定年月日：令和 7 年 5 月 23 日）</p> | | | | | | |
| ⑨ その他 | | | | | | |
| 【開発許可申請手数料実績（都市計画法第 29 条 令和 3 年度から令和 5 年度）】 | | | | | | |
| | R 3 | | R 4 | | R 5 | |
| | 件数 | 手数料 | 件数 | 手数料 | 件数 | 手数料 |
| 自己の居住の用に供する住宅 | 2 件 | 17.2 千円 | 2 件 | 17.2 千円 | 1 件 | 8.6 千円 |
| 自己の業務の用に供する建築物等 | 1 件 | 30 千円 | 2 件 | 130 千円 | 0 件 | 0 千円 |
| 自己用外 | 5 件 | 650 千円 | 6 件 | 1,100 千円 | 2 件 | 260 千円 |